

(令和2年1月1日現在)

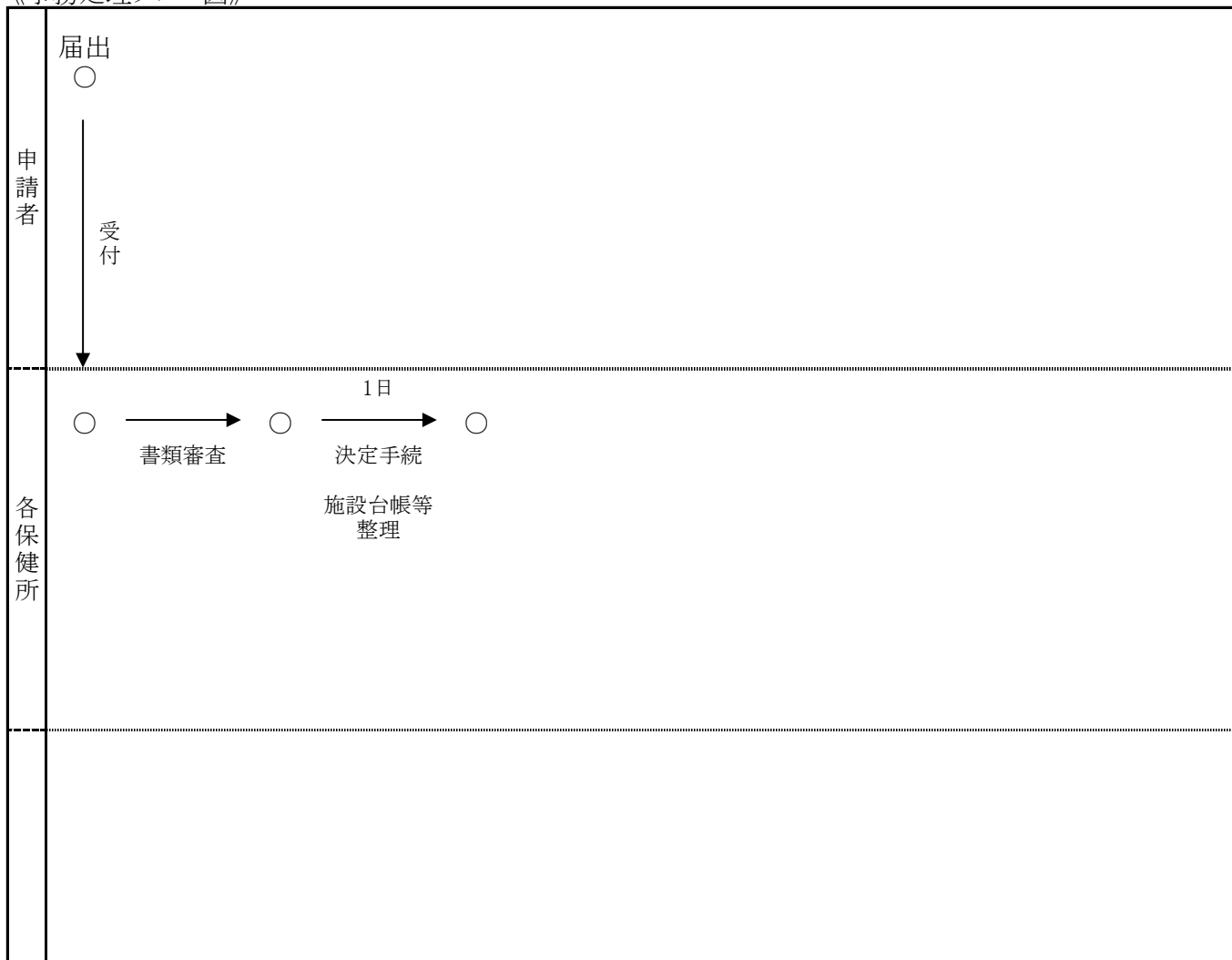
事務処理フロー図

事務名	公衆浴場営業者地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第3条第2項第1号に該当しない施設)
根拠法令	公衆浴場法第2条の2第2項

作成部署 福祉保健局健康安全部環境保健衛生課指導担当 電話34-221

標準処理期間計 1日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	届出	承継に該当する事項が発生した後届出を受け付けます。
2	書類審査	届出書類を審査し不備があれば補正を求めます。
3	決定手続	書類審査し決定後、施設台帳等を整理します。
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		